

資料 2

第2回養父市  
国家戦略特別区域会議 資料

平成27年1月27日

養父市長 広瀬 栄

# 追加すべき新たな規制改革事項について

## 農業生産法人の要件緩和（農地法第3条第2項第2号）

1. 継続的な農業経営をする場合、農業生産法人の経営基盤の安定や農業者の負担を軽減することで農地の活用が見込まれる場合は、次の要件緩和を行う。
  - 農業者以外の議決権（出資比率）を1/2以上にする。
  - 事業要件について当該法人事業において農業以外の売上高が1/2以上でも認める。
2. 既存の農業生産法人が新たに農業生産法人を設立する場合は、その法人の農業を行う者として出資を可能とする。

## 有害鳥獣被害防止対策の強化（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等）

農業及び林業に甚大な被害を及ぼしているシカ・イノシシについて、安全対策及び捕獲対象となっていない鳥獣の錯誤捕獲の防止対策が十分なされた場合に限り、次の要件緩和を行う。

- わなの設置数制限の緩和（同時に31以上のわな設置を可能とする）
- くくりわなの輪の最大直径規制の解除（12cm以上でも可能とする）
- 通行規制をした公道などでの捕獲禁止区域の緩和
- 日の出前及び日没後における鳥獣の捕獲等を可能とする（銃器使用可）

## 古民家を活用した宿泊施設の施設構造基準の緩和（旅館業法施行令）

旅館業法施行令の客室数について、古民家等を活用する場合においては9室以下のホテル営業及び4室以下の旅館営業が可能となるよう施設構造基準を緩和する。

## 地域医療の確保（医師法・医療法）

地方の医療を守るため次の項目の規制改革を検討する。

- 臨床研修病院の臨床研修医定員の撤廃について
- 市立診療所等における管理者不在時の医師確保について